

平成30年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年6月8日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第6回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝 (欠席)
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則 (欠席)
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) について
- ・ 議案第 2 号 農用地利用集積計画 (利用権の移転) について
- ・ 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・ 議案第 8 号 平成 29 年度活動計画の点検評価及び平成 30 年度活動計画の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 中 村 敬一郎

事務吏員 松尾康年

事務吏員 河辺義弘

事務吏員 寺岡滝治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内田光徳

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成30年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、29番井手委員、33番徳田委員より欠席の届出の連絡があつています。従いまして、ただ今の出席委員は35名であります。よつて委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に35番小嶋委員、36番才田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。5頁まで計29件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願ひします。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 6頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
次に、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案書にて朗読。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から審議番号35番については、移転をする者、受ける者が同一であり移転を行う者も関連しておりますので一括にて説明を受けます。それでは、関連性も含めて、担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 議案書により説明。
- 議 長 担当課の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から審議番号35番までを一括議題とし、審議を行います。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から審議番号4番までを承認いたします。
次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局 （寺岡）16頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。4番山崎委員あっせん委員の推薦をお願いします。

4番 議 長 （山崎委員）欠席されてありますが29番井手委員にお願いしたいと思います。
それでは、29番井手委員にお願いいたします。審議番号1番のあっせん委員に4番山崎委員、29番井手委員を選任します。よろしくをお願いします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の22番田子森委員、どなたか推薦をお願いします。

22番 議 長 （田子森委員）7番井上委員、10番釜堀委員にお願いしたいと思います。
7番 議 長 7番井上委員よろしいですか。
7番 議 長 （井上委員）はい、承知しました。
10番 議 長 10番釜堀委員よろしいですか。
10番 議 長 （釜堀委員）はい、承知しました。
それでは、審議番号2番のあっせん委員に22番田子森委員、7番井上委員、10番釜堀委員を選任します。よろしくをお願いします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は18番樋口委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

18番 議 長 （樋口委員）19番橋本委員にお願いしたいと思います。
19番 議 長 19番橋本委員よろしいですか。
19番 議 長 （橋本委員）はい、了解いたしました。
それでは、審議番号3番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。よろしくをお願いします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は19番橋本委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

19番 議 長 （橋本委員）18番樋口委員にお願いしたいと思います。
18番 議 長 18番樋口委員よろしいですか。
18番 議 長 （樋口委員）はい、了解いたしました。
それでは、審議番号4番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。よろしくをお願いします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は6番櫻木委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

6 番 (櫻木委員) 3番田中委員にお願いしたいと思います。

議 長 3番田中委員よろしいですか。

3 番 (田中委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に3番田中委員、6番櫻木委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は9番田中委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

9 番 (田中委員) 26番西川委員にお願いしたいと思います。

議 長 26番西川委員よろしいですか。

26 番 (西川委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に9番田中委員、26番西川委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

11 番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

16 番 (鶴川委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

11 番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

16 番 (鶴川委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号9番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

11 番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

- 16番
議長 (鶴川委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号9番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。
よろしく申し上げます。
- 事務局 次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号10番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であり
ます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号10番について、あっせん委員の選任が必要です。
担当委員は21番伊藤委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 21番
議長 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。
14番古川委員よろしいですか。
- 14番
議長 (古川委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号10番のあっせん委員に21番伊藤委員、14番古川委員を選任します。
よろしく申し上げます。
- 次に19頁、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、
この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。22頁まで11件ございます。ご
審議方よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。28番宮本委員。
- 28番
議長 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人は、遠方であり耕作不便なため譲
受人との間で売買にて話がついで申請になっております。農地法第3条第2項には該当い
たしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
- 12番
議長 (高着委員) 競売参加に係る買受適格証明です。参加資格について問題はないと思います。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委
員の説明を求めます。12番高着委員。
- 12番
議長 (高着委員) 審議番号3番について説明します。譲渡し人の離農により譲受人との間で売買
にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項
には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。
- 全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
- 20番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。
(羽野委員) 審議番号4番について説明します。譲渡し人の労力不足により譲受人との間で話がまとまり売買での申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
- 20番 次に、審議番号5番ですが、31番森委員が関係いたしますので審議が終わるまで森委員には、退室をお願いいたします。(31番委員、退室後。)
それでは、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。
(羽野委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人が酪農を廃業したことにより譲受人と売買にて話がまとまりましたので申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。31番委員の入室をお願いいたします。
(31番委員入室)
- 18番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
(樋口委員) 審議番号6番について説明します。申請については、譲渡し人の高齢によるもので譲受人の隣接農地について話がまとまり贈与での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
- 6番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。
(櫻木委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人の規模縮小によるもので譲受人と話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 13番 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。
(矢野委員) 審議番号8番について説明します。所有者の高齢により譲受人との間で話がま

とまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次の、審議番号9番については、私が担当委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 小嶋副会長)

議 長 (小嶋副会長) 議長を交代しました。審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。
37番 森部委員。

37番 (森部委員) 審議番号9番について説明します。実は昨年、10年間の利用権設定をされてハウスを建てていますが借受人の子どもさんが就農されるという事で、もう少し長期に借受できないかということで弁護士等に相談して農地法に基づいた3条申請をすれば最長50年^{※1}の賃貸借ができると言われたそうです。借受人は土地を譲っていただきたいと貸人に相談されたそうですが先祖代々の土地でもあるため譲ることはできないとの事で今回の申請となっております。ついでに申しあげますと、3条申請の場合、貸借期間の満了前までに解約の申し出をしなければならないとなっております。通知がない場合従前の内容にて自動更新となるそうです。双方がそういったことを良く理解して契約されているか確認したものです。私も良くわからなかったので事務局の方に相談申し上げております。ご審議方よろしくお願ひします。(※1：農地法第19条)

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。9番 田中委員。

9番 (田中委員) 譲渡し人と譲受人のどちらか亡くなった場合はどうなりますか。

議 長 事務局。

事務局 (松尾) 事務局です。借受人は会社なので死亡はないと思われませんが、貸人が亡くなられた場合は相続人へと契約(権利)は移行いたします。

議 長 他に。12番高着委員。

12番 (高着委員) 契約金額の見直しはあるのでしょうか。

議 長 37番森部委員。

37番 (森部委員) 金額は聞いておりませんが、契約書には金額が記載されているそうです。途中の見直しは記載されてないと伺っております。

議 長 他に質問はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 (小嶋副会長) 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。それでは、議長を森部会長と交代します。

(議長交代：小嶋副会長 → 会長)

議 長 議長を交替いたしました。次に22頁です。審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号10番について説明します。議案書読み上げ。先月、申請地が荒れていたため新規就農で使用できるものではないということで申請を取り下げたものです。その後、譲渡し人が手を入れて整備し、営農計画のとおり許可後にはミカン等の「かんきつ類

を栽培するそうです。先月は、荒廃地という事で取り下げしましたが農地を整備しましたので今回の申請になっています。現地も確認して問題は解消したと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 先月取り下げて、今回、また提出されていますが。農地は営農できる状態だそうですが、新規就農という事で再度、面接は行なうのですか。

議 長 35番小嶋委員。

35番 (小嶋委員) 今日、正副会長と松尾(事務局)、日吉委員と現地を確認して帰ってきております。正副会長、担当委員で確認してます大丈夫だと思います。

議 長 他にございませんか。36番才田委員。

36番 (才田委員) 今、小嶋副会長が話されたように面接は行なっておりません。当初面接をしまして、議案として挙がってきたわけですが、先月、あまりにも農地として耕作できる状態じゃない活用できる状態じゃないと、そういうものについて認めるのはいかがなものかと取り下げとなっています。また申請がなされ、現地を今日、正副会長、担当委員で現地を確認し農地として活用できる状態になっていると確認しましたので議案として審議させていただきます。

議 長 5番。

5番 (後藤委員) この〇〇さんは、何歳ぐらいで何を生業とされているのですか。新規就農をされて2足のわらじですか。

議 長 そうです、その、これは……。日吉委員どうぞ。

34番 (日吉委員) 本人は、61歳か62歳。息子さんが30歳、本人は息子の大工を手伝いしながら農業をしたいそうです。生活の主体はまだ大工さんの方だと思います。農業もしたいそうです。

5番 (後藤委員) 5月の審議の時に〇〇さん(申請人)は、たしか土砂置場か資材置場の転用の申請が出ていたと思いますが、資材置場かなにか、それならばこの新規就農はその様な用途に変わる可能性があるということで、付近の委員さんは良く見ていただきたいと思ひます。みかんを植えたのか、材木を置いたのか。

36番 (才田委員) 先月、新規就農者の面談をしたときに就農計画書を出されてあります。「(計画書の読み上げ。)」一応、計画が出されてありますので、他の面が危惧されるという事であれば、この計画通りにチェックが必要だと思います。

35番 (小嶋委員) 補足します。今日見た限りでは、栗と銀杏、荒れたところはもう整地されています。機械を入れれば耕作できます。

議 長 いま後藤委員が言われました前回、5月の第4条の許可申請については、申されましたように・・・、これは名前が違う……。えー、転用された方、別の方ですが借受者が今回の申請者です。今いただいた意見については、私たちからも、日吉委員からも強く申し出したいと思ひます。いろいろございましょうが、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。15番田中委員。

15番 (田中委員) 審議番号11番について説明します。所有者の離農により譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
それでは、14時50分まで休憩いたします。

〈休憩 14:37～14:50〉

議 長 それでは、会議を再開いたします。議案第5号の審議に入ります前にビデオにて現地の説明を行います。

(ビデオ終了後)

議 長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 23頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。雨水は東側にある河川へ、生活排水は公共下水へ流します。都市計画用途地域内第3種農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 (森委員) 審議番号2番について説明いたします。水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するもので農地改良です。作付け予定作物はオリーブです。農用地区域内、農用地区域内農地、問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 (森委員) 審議番号3番について説明いたします。水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するもので農地改良です。作付け予定作物は野菜です。農用地区域内、農用地区域内農地、問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。

26番 (西川委員) 審議番号4番について説明します。既存住宅が老朽化しており、農家住宅を建て替えるものです。雨水は道路側溝へ、生活排水は公共下水へ流します。農用地区域外、第2種農地、支所から500m以内の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、25頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 25頁をお願いします。議案朗読をもって説明。27頁まで7件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号1番について説明します。7月5日豪雨災害により現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理、雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号2番について説明します。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理、雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号3番について説明します。現在、実家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理、雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
- 17番 (大山委員) 審議番号4番について説明します。災害復旧による事業拡大のため、残土・資材置場として利用するもので露天資材置場です。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
- 25番 (石井委員) 申請目的は、敷地拡張です。自宅が7/5の豪雨被害で被災したため、農家住宅を建て替えるにあたり、進入路確保のため拡張するものです。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号6番について説明します。転用の目的、住宅への転用。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号7番について説明します。7月5日豪雨災害により現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理、雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第3種農地、支所から300m以内の農地に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、28頁、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 28頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明
を求めます。28番宮本委員。

28番
議 長 (宮本委員) ありません。

36番
議 長 36番才田委員。

36番
議 長 (才田委員) ありません。

全委員
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

全委員
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次の審議番号2番ですが、2番松尾委員が関係いたしますので審議が終わるまで松尾委員に
は、退室をお願いいたします。(2番委員、退室後。)

事務局
議 長 審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
24番原田委員。

24番
議 長 (原田委員) ありません。

32番
議 長 32番和佐野委員。

32番
議 長 (和佐野委員) ありません。

全委員
議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

全委員
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。2番委員の入室をお願いします。
(2番委員入室)

事務局
議 長 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。

2番
議 長 (松尾委員) ありません。

24番
議 長 24番原田委員。

24番
議 長 (原田委員) ありません。

32番
議 長 32番和佐野委員。

32番
議 長 (和佐野委員) ありません。

全委員
議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

全委員
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次の審議番号4番ですが、20番羽野
委員が関係いたしますので審議が終わるまで羽野委員には、退室をお願いいたします。
(20番委員、退室後。)

事務局
議 長 審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
31番森委員。
31番議長 (森委員) ありません。
32番議長 32番和佐野委員。
32番議長 (和佐野委員) ありません。
全委員 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
議長 異議なし。
全委員 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
議長 賛成の挙手。
全委員 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。20番委員の入室をお願いします。
議長 (20番委員入室)
次に29頁、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
7番井上委員。
7番議長 (井上委員) ありません。
10番議長 10番釜堀委員。
10番議長 (釜堀委員) ありません。
22番議長 22番田子森委員。
22番議長 (田子森委員) ありません。
全委員 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
議長 異議なし。
全委員 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
議長 賛成の挙手。
全委員 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局
議長 の説明を求めます。事務局。
事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
7番井上委員。
7番議長 (井上委員) ありません。
10番議長 10番釜堀委員。
10番議長 (釜堀委員) ありません。
22番議長 22番田子森委員。
22番議長 (田子森委員) ありません。
全委員 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
議長 異議なし。
全委員 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
議長 賛成の挙手。
全委員 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
議長 次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

3 番田中委員。

3 番 (田中委員) ありません。

議 長 6 番櫻木委員。

6 番 (櫻木委員) ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 3 番矢野委員。

1 3 番 (矢野委員) ありません。

議 長 2 5 番石井森委員。

2 5 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 3 番矢野委員。

1 3 番 (矢野委員) ありません。

議 長 2 5 番石井森委員。

2 5 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号10番について、あっせん委員の補足説明を求めます。1 6 番鶴川委員。

1 6 番 (鶴川委員) ありません。

議 長 2 6 番西川委員。

2 6 番 (西川委員) ありません。

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求め

ます。

全委員
議長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

次に、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号11番について、あつせん委員の補足説明を求めます。14番古川委員。

14番
議長

(古川委員) ありません。

21番
議長

21番伊藤委員。

(伊藤委員) ありません。

全委員
議長

審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

異議なし。

異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。

次に、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号12番について、あつせん委員の補足説明を求めます。28番宮本委員。

28番
議長

(宮本委員) ありません。

36番
議長

36番才田委員。

(才田委員) ありません。

全委員
議長

審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

異議なし。

異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

次に、審議番号13番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号13番について、あつせん委員の補足説明を求めます。5番後藤委員。

5番
議長

(後藤委員) ありません。

19番
議長

19番橋本委員。

(橋本委員) ありません。

全委員
議長

審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

異議なし。

異議がないようですので、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。

次に、審議番号14番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局の説明は終わりました。審議番号14番について、あつせん委員の補足説明を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員) ありません。
議長 31番森委員。
31番 (森委員) ありません。
議長 審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号14番は承認いたします。
次に、31頁、審議番号15番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号15番について、あっせん委員の補足説明を求めます。20番羽野委員。
20番 (羽野委員) ありません。
議長 22番田子森委員。
22番 (田子森委員) ありません。
議長 31番森委員。
31番 (森委員) ありません。
議長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号15番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号15番は承認いたします。
次に、審議番号16番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号16番について、あっせん委員の補足説明を求めます。18番樋口委員。
18番 (樋口委員) ありません。
議長 19番橋本委員。
19番 (橋本委員) ありません。
議長 審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号16番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号16番は承認いたします。
次に、審議番号17番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号17番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。
9番 (田中委員) ありません。
議長 26番西川委員。
26番 (西川委員) ありません。
議長 審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号17番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号17番は承認いたします。
次に、32頁をお開き下さい。
議案第8号「平成29年度活動計画の点検評価及び平成30年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (中村) 議案朗読をもって説明。尚、この計画については、策定委員8名のうち1名欠席の7名の委員により審議をいただき策定委員会の承認をいただいております。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。平成29年度活動計画の点検評価及び平成30年度活動計画について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:32)